

(令和3年10月1日改正)

茅野市入札心得（入札条件書）

（趣旨）

第1条 建設工事、委託業務、物品購入又は印刷製本等（以下「工事等」という。）の契約に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、現場等のほか、別に備える設計図書、契約書（案）及びこの入札心得並びに、次の各号に掲げる入札関連要綱等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

- （1）茅野市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱（平成21年茅野市告示第94号）
- （2）茅野市低入札価格調査制度実施要綱（平成21年茅野市告示第95号）
- （3）茅野市総合評価落札方式実施要綱（平成21年茅野市告示第96号）
- （4）茅野市最低制限価格制度実施要綱（令和3年茅野市告示第86号）
- （5）茅野市電子入札実施要綱（令和3年茅野市告示第192号）
- （6）茅野市総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領

（入札保証金の納付）

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- （1）入札参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を市長に提出して確認を得たとき。
 - （2）入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
 - （3）前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
- 2 前項の規定により入札保証金の納付が必要な者には、別途通知するものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした入札保証金に相当する金額を納付しなければならない。

（入札の方法）

第3条 入札参加者は、公告又は通知書（以下「入札公告等」という。）に示した場所及び日時までに参集し、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。ただし、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の場合は、公告又は指名通知書に示した日時までに、電子入札システムにより提出するものとする。また、市長が特に認めるときは、入札書を郵便又は持参により提出することができるものとする。

- 2 入札書を郵便又は持参で提出する場合は、別に定める方法で行わなければならない。
- 3 前項の方法以外の方法により提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しないものとする。

- 4 入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載しなければならない。
- 5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を市長に提出して確認を受けなければならない。
- 6 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 一度提出した入札書は、書替え、差替え又は撤回することはできない。

(一抜け方式の採用)

第4条 市が発注する建設工事において、工期の短縮、施工管理の適正化、及び受注機会の確保等の理由により、一抜け方式を採用する場合がある。なお、対象とする案件の概要は下記のとおりとする。

- (1) 一抜け方式の対象工事は、分離発注工事（異工種を含む。）と同工種間の近接工事とする。
- (2) 前号の近接工事の対象工種は、土木工事（舗装工事と造園工事は土木工事に含む。）と水道施設工事とする。
- (3) 一抜け方式を採用する場合は、入札公告等で明示する。ただし、入札公告等に定めた見積期間中に工期が延長された場合は、入札会場で発表するものとする。
- (4) 一抜け対象工事の場所指定は、工事箇所の中心とし、位置を茅野市都市計画図（G I S）に記入し確認するものとする。
- (5) 近接工事の対象距離は、工事現場の中心から直線距離で500m以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は一抜け方式を採用しない。

- (1) 数か所に分かれる工事、天災等不測の事態により工期が延長された工事等は、一抜け方式を採用しない。
- (2) 隨意契約による工事及び設計金額が500万円未満の工事については、互いに一抜け対象工事としない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、電子入札による場合は、電子入札システムにより入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出して行う。

(3) 電子入札による場合にあっては、電子入札システムにより入札辞退届を提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(経営事項審査結果通知書)

第7条 建設工事に関する入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査の結果（以下「経審結果」という。）の通知を受けていなければならない。

- 2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、当該入札への参加を取り消すものとする。

- 3 第15条第1項ただし書については、第1項の契約予定日は本契約日とする。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札執行前の入札辞退等により、入札会の開会までに入札参加者が2者に満たないことが明らかとなった場合には、入札を取りやめるものとする。

- 2 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 3 設計書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告等で示す入札手続き等を取りやめることができる。

(入札書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正したにもかかわらず訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 虚偽の申請を行った者による入札書
- (8) 一括方式を採用した同時発注工事において、先の入札の落札者（候補者含む）が応札した入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等で示した入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第10条 開札は入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第11条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件がもっとも有利な者を落札者とする。

- (1) 建設工事に係る入札において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) 建設工事に係る入札において、落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序をみだすこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるとき。

(3) 総合評価落札方式により落札者を決定するとき。

- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 電子入札案件において、落札となるべき同価格の者が2名以上いた場合は、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札者が選択した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）を電子入札システムに入力し、システムのくじ機能により落札者を決定する。
- 5 前項の場合において、書面により入札書を提出した入札者については、あらかじめ入札書に記入してある3桁の番号をくじ番号として電子入札システムへ入力する。なお、くじ番号の記載のない場合又は判別のできない場合は、発注者が任意のくじ番号を入力できるものとする。
- 6 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(再度入札)

第12条 第1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により、第2回目の入札を行うものとする。ただし、直ちに再度の入札を行うことができないときは、指定する日時及び場所において行うことができる。

- 2 第2回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、第2回目の入札の最低応札額と予定価格との開差がわずかな場合に限り、第2回目の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により、第3回目の入札を行うことができる。
- 3 前2項の規定による第2回目又は第3回目の入札を行う場合、第1回目又は第2回目の入札において入札を辞退した者、入札が無効となった者又は失格となった者は、第2回目及び第3回目の入札に参加することができないものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第1回目の入札において、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、その入札をした者を失格とせず、当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により、第2回目の入札を行うことができるものとする。この場合において、第1回目の入札を辞退した者又は入札が無効となった者は、第2回目の入札に参加できないものとする。
- 5 前項の規定による第2回目の入札において、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、第2回目の入札の最高応札額と最低制限価格との開差がわずかな場合に限り、その入札をした者を失格とせず、第2回目の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により、第3回目の入札を行うことができるものとする。この場合において、第1回目及び第2回目の入札を辞退した者又は入札が無効となった者は、第3回目の入札に参加できないものとする。

(入札保証金の処理)

第13条 入札保証金は、落札者が決定したとき、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は次条の契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

(契約保証金の納付)

第14条 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、(5)

の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、当初設計金額が500万円未満の契約（市長が認めたときは500万円以上の契約を含む。）において、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体を相手とする、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認めたときは、これを認めることができる。
- 3 第1項の規定により、落札者が同項(2)、(3)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項(4)、(5)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5千万円以上の建設工事、又は、予定価格が2千万円以上の動産の買入れについては、仮契約を締結するものとする。

- 2 前項ただし書の建設工事又は動産の買入れについては、茅野市議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
- 3 契約に要する経費は落札者の負担とする。

(異議の申立)

第16条 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。ただし、建設工事の積算疑義申し立て手続（試行）要領により異議の申し立てをする場合は、この限りでない。

附則

- 平成26年4月1日から施行する。
- 令和元年11月1日から施行する。
- 令和2年6月1日から施行する。
- 令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年6月1日から施行する。
- 令和3年10月1日から施行する。